



PRESS RELEASE



2025 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 北越コーポレーション株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 岸本 哲夫
(コード番号：3865 東証プライム)
問合せ先 執行役員広報室長 外川 義治
電 話 03-3245-4500

当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針（買収への対応方針）の導入並びに現行の特定の株主グループを対象とした当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）の廃止に関するお知らせ

当社は、2023 年 12 月 22 日開催の当社取締役会において、大王海運株式会社（以下「大王海運」といいます。）並びにその共同保有者である川崎紙運輸株式会社（以下「川崎紙運輸」といいます。）及び美須賀海運株式会社（以下「美須賀海運」といい、大王海運、川崎紙運輸及び美須賀海運を総称して「大王海運ら」といいます。）並びに大王海運らの関係者（以下「本株主グループ」といいます。）を対象とした当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針（以下「有事導入型対応方針」といいます。）を導入することを決議し、2024 年 5 月 22 日開催の取締役会において有事導入型対応方針を継続・更新することを決議いたしました。有事導入型対応方針の有効期間は、2025 年 6 月開催予定の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとなっておりますが、当社は、有事導入型対応方針の導入後の情勢の変化や、経済産業省が 2023 年 8 月 31 日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」（以下「企業買収行動指針」といいます。）の内容を勘案しつつ、企業価値の向上及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、また買収防衛策を巡る近時の動向や法整備の状況、当社株主構成を含め、当社を取り巻く経営環境の変化とその影響等も踏まえ、有事導入型対応方針の取扱いについて慎重に検討してまいりました。

その結果、当社としましては、有事導入型対応方針については有効期間の終了をもって更新せず廃止し、新たに、適用対象者を限定しない事前警告型の対応方針を導入することが、当社の中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様共同の利益に適うものと考え、至ったため、本日開催の当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、

2025 年 6 月開催予定の当社の第 187 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）後最初に開催される当社取締役会の終結時をもって、有事導入型対応方針を更新せず廃止すること、及び、新たに当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）の一つとして、当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入する議案を本定時株主総会に上程することを決議しましたので、お知らせします。本対応方針の有効期間は、本定時株主総会終了後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。当社が、本定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時をもって有事導入型対応方針を更新せず廃止すること、及び、本対応方針を導入する議案を本定時株主総会に上程することを決議するに至った経緯及び理由については、下記 III 1 をご参照ください。

なお、当社は、2023 年 12 月 22 日開催の当社取締役会において、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、有事導入型対応方針の運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、当社の独立社外取締役 4 名から構成される独立委員会（以下「本独立委員会」といいます。）を設置しております。本独立委員会は、当社に対し、有事導入型対応方針を更新せず廃止すること、及び、本対応方針を導入する議案を本定時株主総会に上程することは適当である旨を勧告しており、本取締役会において、独立社外取締役 4 名を含む当社取締役全員の賛成によって承認されるとともに、独立社外監査役 2 名を含む当社監査役全員が出席し、異議がない旨の意見が表明されております。

なお、会社法及び金融商品取引法その他の法令、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社の株式等が上場されている金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や旧法例等を承継する新法令等の制定等を含みます。以下同じです。）があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に承継する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

記

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社として、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有

効な手段の一つであると認識しており、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、原則として、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、また、そのご判断を適切に行っていただくに当たっては、ご判断のために必要かつ十分な情報が提供された上で、株主の皆様における検討等に必要な時間が確保される必要があると認識しております。

そして、実際に大規模買付行為等が行なわれる場合、大規模買付者（下記Ⅲ 2 (1) ①で定義されます。以下同じです。）から必要かつ十分な情報の提供がなされない場合や、株主の皆様における検討等に必要な時間が確保されない場合には、当該大規模買付行為等が当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様に適切にご判断いただくことは困難です。また、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者であるべきであるところ、大規模買付行為等の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を大規模買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにも拘らず、ただ高値で当社株券等を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの、当社のステークホルダーとの良好な関係を毀損し、当社の中長期的な企業価値を損なう可能性があるもの、当社の株主や当社取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないもの、株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるものや、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等、当社が維持・向上させてまいりました当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益を毀損するものがあることは否定できません。

かかる認識の下、当社は、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、①大規模買付者に株主の皆様のご判断に必要かつ十分な情報を提供させること、②株主の皆様の検討等に必要な時間を確保すること、さらに③大規模買付者の提案が当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について、独立性を有する社外役員の意見を尊重した上で当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様に当該提案をご判断いただく際の参考として提供すること、必要に応じて④当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行うこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様に提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付者に対しては、当

社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求し、株主の皆様の検討等に必要な情報と時間の確保に努める他、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、法令等及び定款に則って、適切と判断される措置を講じてまいります。

II 基本方針の実現に資する特別な取組み

1 当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

(1) グループ企業理念

当社グループは、未来志向の企業として、人、環境、技術、ものづくり、未来という5つのキーワードを基本に、次のとおりグループ企業理念を定めております。

私たちは人間本位の企業として、自然との共生のもと技術を高め 最高のものづくりによって、世界の人々の豊かな暮らしに貢献します。

さらに、当社グループのすべての役職員が、グループ企業理念の実現に向けたあらゆる活動において遵守すべき基本的なルールを示すため、グループ行動規範を定めております。

(2) 長期経営ビジョンと中期経営計画

当社グループは、グループ企業理念を実現するため、2020年4月に今後10年間の長期経営ビジョン「Vision 2030」を策定しております。また、その実現に向けた第2ステップとして、2023年4月に「中期経営計画 2026」を策定し、更なる企業価値向上に向けた事業活動を推進しております。「中期経営計画 2026」の経営方針に関する取り組み概要は以下のとおりです。

① 事業ポートフォリオシフト

当社グループは北米のパルプ事業や欧州の機能材事業に進出するなど、グローバルな事業展開を目指すとともに、国内では段ボール原紙事業の開始やプラスチック代替素材の商品開発などにより、事業ポートフォリオシフトを積極的に進めてまいりました。

また、2025 年 4 月には、需要特性に適応した敏速な推進体制を構築するため、洋紙・白板紙国内営業本部及び国際営業本部を洋紙営業本部と白板紙営業本部に再編し、品種別販売競争力を強化する組織体制を整えました。その他、セルロースナノファイバーの活用など新規商品の開発や、既存商品の用途拡大等による高付加価値商品への注力、並びに M&A による新規事業への進出など、将来の中核となる新たな事業を開拓することにより、事業ポートフォリオシフトを加速し、更なる持続的成長を目指します。

② 競争力強化

当社グループは、30 年以上前から環境問題を経営課題と捉え、業界の中でも先陣を切ってそれらの課題解決のための設備投資を実行し、競争優位な位置をキープしております。さらに「中期経営計画 2026」においては、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による先進的 CCS（Carbon dioxide Capture and Storage : CO₂ の回収・貯留）事業化への取り組みにも参画しております。引き続き 2030 年の北越グループ環境目標の達成を目指し、気候変動問題解決に向けた改善努力を積み重ね、環境競争力をさらに強化してまいります

コスト競争力について、当社は近年の原燃料のコストアップをカバーすべく昨年 8 月に洋紙・白板紙、9 月に機能材の価格改定を公表いたしました。一方、外部環境の変化にあわせた最適生産体制による生産効率の向上、安価原料の導入等により、生産・販売部門のコスト競争力のさらなる強化を目指しております。このような当社の経営努力による環境競争力、コスト競争力強化を基盤とした安定的経営が評価され、株式会社格付投資情報センターは、一昨年、当社格付の方向性を「A マイナス」（安定的）から「A マイナス」（ポジティブ）に上げ、昨年はさらに「A」（安定的）へ格付を上げました。

また、昨年 5 月からスタートした大王製紙株式会社との戦略的業務提携は、生産技術、製品物流、原材料購買などの各部会、さらに下部組織である各分科会の交流が活発に行われており、製造コスト、輸送コスト面等で想定を上回る効果を上げております。特に輸送コスト面では、製品のラウンド輸送やチップ専用船の相互活用など具体的なアクションもスタートしており、両社間の交流をさらに深め、収益体質の改善、強化を進めてまいります。

安全競争力については、2020 年度からスタートした「hSA25」計画が、第 3 期となる最終年度を迎えますので、目標の達成に向けて設備の安全対策を着実に実施してまいります。

③ サステナビリティ（ESG）活動推進

当社グループでは、サステナビリティを積極的且つ能動的に推進していくため、2021年に「グループサステナビリティ基本方針」を制定しました。

マテリアリティ（重要課題）については「中期経営計画 2026」の期間にあわせ、国際規格等を参考に、社会からの要請・期待や事業における重要度を精査の上設定し、マテリアリティの解決に向けて、活動推進目標（戦略）及びグループ共通 KPI（指標及び目標）を定めております。また当社は、2025年4月にサステナビリティ推進本部を設置し、サステナビリティ活動をより強化する組織体制を構築いたしました。

特に環境については、当社グループの競争力の源泉となっており、2050年までに CO₂ 排出実質ゼロに挑戦する「北越グループ ゼロ CO₂ 2050」を策定し、環境競争力の強化を推進しております。その結果、2024年度の CDP（Carbon Discloser Project）レポートにおいてフォレスト分野で「A」、気候変動分野で「A マイナス」、水セキュリティ分野で「A マイナス」と、全ての分野を通じてリーダーシップレベルの評価を受けることができました。当社はこれからも社会のカーボンニュートラルの実現と、国連が提唱する SDGs（持続可能な開発目標）への取組みに貢献してまいります。

また、グローバル化による経済発展の一方で、格差や貧困の拡大、紛争の勃発等、人権尊重に関する問題が顕在化し、それに対応するため、経済産業省は2022年9月に「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」を策定し、企業が事業活動を行うにあたり人権尊重の取組みを推進することを求めています。当社グループでは、国連グローバルコンパクトへの署名及び北越グループ人権方針の制定を行うとともに、人権デューデリジェンスの実施など人権尊重の取組みを進めています。

2 コーポレートガバナンスに関する取組み

(1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の最重要課題である長期安定的な企業価値の向上を達成するために、以下の基本的な考え方に従い、適正なコーポレートガバナンス体制を構築しております。

- ・ 当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の平等性の確保に努めます。
- ・ 当社は、企業の社会的責任の重要性を認識し、株主をはじめとするさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、自己規律に基づき健全に業務を

運営する企業文化・風土を醸成いたします。

- ・ 当社は適時開示業務執行体制を定めるとともに、法令に基づく開示以外の非財務情報についても適時・適切に開示し、意思決定の透明性と公平性を確保いたします。
- ・ 当社は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、取締役会の実効性の確保に努めます。また、取締役会の分析・評価を通じて、その戦略機能、判断機能及び監督機能を向上させます。
- ・ 当社は、企業価値の長期安定的な向上に資するよう、「株主と積極的かつ建設的な対話を行うための基本方針」に基づき、株主と積極的かつ建設的に対話を行います。

(2) 企業統治体制の概要

当社は機関設計として監査役会設置会社を採用しております。

当社取締役会は、企業価値及び株主の皆様共同の利益の増大に努め、適正なコーポレートガバナンスを実現することにより長期安定的な企業価値の向上を目指し、経営陣による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担うとともに、法令、定款及び取締役会規則にて定められた重要事項について意思決定を行っております。また、業務執行の機動性を高め、かつ経営の活力を増大させるため、上記に記載する事項以外の業務執行の意思決定を経営陣に委任するとともに、その職務執行の状況を監督しております。社外取締役は、長期安定的な企業価値の向上を図る観点から、経営陣から独立した中立的な立場から助言を行い、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしており、当社と経営陣等との利益相反を監督しております。

当社取締役会は、内部統制等の体制を整備し、関連部署と連携してその運用が有効に行われているかを監督しております。

当社取締役会の人数は、社内取締役6名、独立社外取締役4名（うち女性1名）であり、当社取締役会における多様性及び専門性を有する取締役で構成し、議長は代表取締役社長 CEO が務めております。

当社取締役会は、金融商品取引所が定める独立性判断基準を踏まえ、当社取締役会における建設的な検討への貢献が期待できる独立性・中立性のある社外取締役候補者を決定しております。

取締役候補者の指名に当たっては、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会において、実効的なコーポレートガバナンスの実現や、長期安定的な企業価値の向上等のために有用な資質を有するかなどの評価を踏まえて

指名案を作成し、当社取締役会で決定しております。指名・報酬委員会は、社外取締役2名と代表取締役社長 CEO の3名で構成しており、委員長は社外取締役が務めております。

(3) その他

当社のコーポレートガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレートガバナンス報告書をご参照下さい。

III 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1 本対応方針の目的

当社は、2023年12月22日開催の当社取締役会において、有事導入型対応方針を導入することを決議し、2024年5月22日開催の取締役会において有事導入型対応方針を継続・更新することを決議いたしました。

一方、当社は、有事導入型対応方針の導入後も、中長期的に企業価値及び株主の皆様共同の利益を向上させる観点から、株主の皆様のご意見、対応方針を巡る近時の動向や法整備の状況、当社株主構成を含め、当社を取り巻く経営環境の変化とその影響等も踏まえ、有事導入型対応方針の取扱いについて慎重に検討してまいりました。

大王海運らは2023年12月25日時点において、合計35,646,000株（株券等保有割合にして18.96%、議決権保有割合にして21.16%）の当社株式を取得した後、現在に至るまで、同割合の当社株式を保有し続けています。また、大王海運らと共同協調関係にある可能性が否定できない東京紙パルプ交易株式会社（以下「東京紙パルプ交易」といいます。）も、有事導入型対応方針導入後の2024年3月15日及び同月18日に、有事導入型対応方針所定の手続きを履践することなく追加取得した5万株を含む15万株（株券等保有割合にして0.08%、議決権保有割合にして0.09%）の当社株式を保有し続けており、現時点において大王海運ら及び東京紙パルプ交易は、約21%という高い議決権比率を維持しています。

また、大王海運らは、上記のとおり約21%の議決権を保有し続けている上、2024年8月には当社の議決権行使書の閲覧・謄写を、同年10月には株主名簿の閲覧・謄写を行っています。さらに、当社の第186回定時株主総会の第4号議案に記載のとおり、大王海運らが当社株式を取得している真の目的は、当社株式の大量取得を通じて当社に対し強い圧力を掛け、当社が保有する大王製紙の株式を大王海運に譲渡させ、大王

海運が大王製紙の経営支配権を掌握することにあると考えられるところ、大王海運は、大王製紙株式を 2024 年 3 月 31 日時点で 9,492 千株（株券等保有割合にして 5.62%、議決権保有割合にして 5.67%）保有していましたが、有事導入型対応方針継続・更新後の同年 9 月 30 日には 11,162 千株（株券等保有割合にして 6.60%、議決権保有割合にして 6.66%）に増やしており、大王製紙株式を買い集め、経営支配権の掌握を目指す強い意志が継続していることが窺えます。このことは、大王海運らによる当社株式取得の意志が継続していることを裏付けるものと言え、大王海運らによる当社の株券等を対象とする大規模買付行為等は従前の状況から継続していると思われる。

また、Oasis Management Company Limited 又はその関係会社（以下「オアシス」といいます。）については、2025 年 3 月 19 日に提出された変更報告書（10）によれば、当社株式を 18,648,013 株（株券等保有割合にして 9.92%、議決権保有割合にして 11.07%）保有しているところ、2023 年 6 月開催の当社定時株主総会に関するオアシスのキャンペーンに大王海運が賛同を表明したこと、2023 年 7 月 3 日に当社代表取締役社長 CEO 岸本哲夫と大王海運の実質的なオーナーである井川俊高氏が面談した際、井川俊高氏は「オアシスとは共同歩調をとってきた。これからは離脱する」と発言したこと、当社の第 186 回定時株主総会において大王海運がオアシスの株主提案に賛成する旨を公表したことなどから、オアシスと大王海運が共同歩調をとる可能性があり、仮に両社が共同歩調とった場合の議決権保有割合は、株主総会における実際の議決権行使率を勘案すれば特別決議の拒否権である 3 分の 1 以上の議決権を有していると考えられます。このように共同歩調をとる具体的な懸念のある投資家が今後も出現する懸念はあり、今後市場内外において短期間に大量に当社株式が買い占められるリスクも否定できないと思料されることから、当社の中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様共同の利益のため、対象者を大王海運らのほか、オアシス、東京紙パルプ交易その他これらの者と共同歩調をとる具体的な懸念があるものまで広げる必要が認められることから、当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針を導入することが必要であると判断いたしました。

なお、当社は、上記 I のとおり、大規模買付者に対して、適切と判断される措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えています。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社及び当社グループ固有の事業特性や当社及び当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社グループの企業価値とその価値を生み出し

ている源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、大規模買付者による当社の経営支配権を掌握するに足りる株式の取得が当社グループの企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様には適切な判断を行っていただくためには、当社及び当社グループ固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報並びに当該大規模買付者による当社の経営支配権を掌握するに足りる株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

従って、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えています。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為等に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本対応方針の導入が必要であるとの結論に達しました。

以上の理由により、当社取締役会は、有事導入型対応方針を更新せず廃止すると共に、本定時株主総会において、本対応方針の導入に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただき、株主の皆様のご承認が得られた場合にのみ本対応方針を導入いたします。

なお、2025 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、別紙 1 のとおりであり、現時点において、当社株券等について具体的な大規模買付行為等の兆候があるとの認識はございません。

2 本対応方針の内容

本対応方針は、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定すると共に、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為等を行おうとする者に対して、

警告を行うものです。

(1) 本対応方針に係る手続

① 対象となる大規模買付行為等

本対応方針において、「大規模買付行為等」とは、以下の(a)から(c)までのいずれかに該当する若しくは該当する可能性がある当社株券等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、事前に当社取締役会が承認したものを除きます。）を意味し、「大規模買付者」とは、大規模買付行為等を行い、又は行おうとする者を意味します。

- (a) 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。以下同じです。）
- (b) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為
- (c) 上記(a)又は(b)に規定される各行為を行うか否かに拘らず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(c)において同じ）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立する行為（注5）（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限りします。）

（注1） 特定株主グループとは、①当社株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

す。）、③上記①又は②の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士、コンサルタントその他のアドバイザー又はこれらの者が実質的に支配し若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に認めた者をいいます。）、並びに④上記①乃至③に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株式を譲り受けた者を合わせたグループを意味します。

（注2）議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、①特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は②特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士、コンサルタントその他のアドバイザーは、当社グループの企業価値最大化の視点から問題ないとする旨の独立委員会による認定がない限り本対応方針においては当該特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等所有割合の計算上、共同保有者（本対応方針において共同保有者とみなされるものを含みます。）は、本対応方針においては当該特定株主グループの特別関係者とみなします。なお、当社の株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）

す。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(注4) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

(注5) 本文の(c)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重し、合理的に行うものとします。
なお、当社取締役会は、上記(c)の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

また、本対応方針においては、仮に、本対応方針の効力発生時点において、既に特定株主グループの議決権割合が20%以上となっている場合や、上記(c)に掲げる行為により特定株主グループと他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となっている場合においては、当該特定株主グループは「大規模買付者」に該当するものとし、当該特定株主グループとの関係では、新たに上記(a)若しくは(b)に掲げる買付行為（疑義を除くために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。）、又は新たに上記(c)に掲げる他の株主との間で行う行為を「大規模買付行為等」と取り扱うこととします。

そのため、仮に、本対応方針の効力発生時点において、既に、特定株主グループの議決権割合が20%以上となっている場合や、上記(c)に掲げる行為により特定株主グループとしての株券等保有割合の合計が20%以上となっている場合においては、新たに上記(a)若しくは(b)に掲げる買付行為（疑義を除くために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。）、又は新たに上記(c)に掲げる他の株主との間で行う行為について、本対応方針に定める手続に従うことが必要となります。

② 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為等に際して本対応方針に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により、日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただくと共に、大規模買付者が会社その他の法人である場合には、大規模買付者の代表者による署名又は記名押印をしていただき、当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書、大規模買付者の定款、履歴事項全部証明書（又はそれらに相当するもの）並びに直近 5 事業年度における単体及び連結ベースでの貸借対照表及び損益計算書を、併せて提出していただきます。

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表いたします。

(a) 大規模買付者の概要

(i) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ii) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その代表者、取締役（又はそれに相当する役職。以下同じです。）及び監査役（又はそれに相当する役職。以下同じです。）それぞれの氏名及びその過去 10 年間の経歴

(iii) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その目的及び事業の内容

(iv) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位 10 名）及び究極的な実質支配株主（出資者）の概要

(v) 国内連絡先

(vi) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その設立準拠法

(vii) 主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合

(b) 大規模買付者が現に保有する当社株券等の数、及び意向表明書提出前 60 日間における大規模買付者の当社株券等の取引状況

(c) 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得を予定する当社株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社株券

等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。）その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を受領した日から10営業日（行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じです。）（初日不算入）以内に、当初提供していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(a)(v)の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。当社取締役会は、本必要情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に対して提供します。また、情報リストに従い大規模買付者から提供された情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上で、当社取締役会が別途請求する追加の情報を提供するよう求めることがあります（かかる判断に当たっては、独立委員会の意見を最大限尊重します。）。この場合には、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。なお、本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報の提供が十分になされたと当社取締役会が認めるまで繰り返し行うことができますが、最終の回答期限日は、本必要情報の提供が十分になされたと当社取締役会が認めない場合でも、大規模買付者が情報リストを受領した日から起算して60日を超えないものとします（ただし、大規模買付者等からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。以下「必要情報提供期間」といいます。）。

なお、大規模買付行為等の内容及び態様等に拘らず、以下の各項目に関す

る情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (a) 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者（直接であるか間接であるかを問いません。以下同じです。）、重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者を含み、ファンド若しくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下「ファンド等」といいます。）の場合又は大規模買付者が実質的に支配若しくは運用するファンド等が存する場合はその主要な組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じです。）の詳細（沿革、具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、事業内容、財務内容、投資方針の詳細、過去 10 年以内における投融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）第 26 条第 1 項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報、並びに過去 10 年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験及び今後の競業可能性等の詳細に関する情報並びに役員の氏名、過去 10 年間の経歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）を含みます。）
- (b) 大規模買付者及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- (c) 大規模買付行為等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細。なお、支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後における当社株券等の第三者への譲渡等又は重要提案行為等を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対象となる当社株券等の種類及び数、大規模買付行為等の対価の種類及び金額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の当社株券等の数及び大規模買付行為等を行った後における株券等保有割合、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為等を一定の条件に係らしめ

ている場合には当該条件の内容)、並びに大規模買付行為等の完了後の当社株券等の保有方針並びに当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)

- (d) 大規模買付行為等の対価の算定根拠及びその算定経緯(算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容及びその根拠、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称及び当該第三者に関する情報、意見の概要並びに当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (e) 大規模買付行為等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者(直接であるか間接であるかを問いません。))を含みます。)の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、並びに関連する取引の具体的内容を含みます。)
- (f) 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じです。)の有無並びに意思連絡がある場合にはその具体的な態様及び内容並びに当該第三者の概要
- (g) 大規模買付者及びそのグループによる、当社株券等の保有状況、当社株券等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社株券等の貸株、借株及び空売り等の状況
- (h) 大規模買付者及びそのグループが既に保有する当社株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。))がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (i) 大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定する当社株券等に関し担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- (j) 大規模買付行為等の完了後に企図されている当社及び当社グルー

プの経営方針、大規模買付行為等の完了後に派遣を予定している役員候補の経歴その他の詳細に関する情報（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての知識及び経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等（大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分にに関する計画を含みます。）

- (k) 大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客及び地方公共団体その他の当社及び当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針
- (l) 大規模買付者と当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (m) 大規模買付者が濫用的買収者（下記⑤(b)に定義されます。）に該当しないことを誓約する旨の書面
- (n) 大規模買付行為等に関し適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外為法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、関係する法域における資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- (o) 大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の法令等の規制遵守の可能性
- (p) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連が存在する場合にはその詳細

なお、当社取締役会は、適用ある法令等に従って、大規模買付者から大規模買付行為等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会又は独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合（なお、提供を要求した情報の一部が提出されない場合においても、不提出につき合理的な説明がなされていると判断した場合には、本必要情報の提供が完了したものと取り扱う場合があります。）又は必要情報提供期間が満了した場合には、当社は、その旨を適用ある法令等に従って速やか

に開示いたします。なお、下記④に記載のとおり、当該開示の日の翌日から、取締役会評価期間（下記④に定義されます。）が起算されることとなります。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価の難易度等に応じて、以下の(a)又は(b)の期間（いずれも本必要情報の提供が完了したと当社取締役会若しくは独立委員会が判断した旨又は必要情報提供期間が満了した旨を当社が開示した日の翌日から起算されるものとします。）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。大規模買付行為等は、本対応方針に別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

(a) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株券等を対象とした公開買付けの場合には最大 60 日間

(b) その他の大規模買付行為等の場合には最大 90 日間

ただし、上記(a)、(b)いずれにおいても、取締役会評価期間は当社取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします（延長の期間は最大 30 日間とします。なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様としますが、更なる期間の延長は 1 回に限るものとします。）。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大規模買付者に通知すると共に、適用ある法令等に従って株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家をいいます。以下同じです。）の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知すると共に、適用ある法令等に従って適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆

様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本対応方針では、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保するための機関（以下「独立委員会」といいます。）として、既に設置されており、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役4名から構成される本独立委員会を活用することといたします。独立委員会は、対抗措置の発動の是非等について当社取締役会への勧告を行います。本独立委員会は、独立委員会規程（概要については別紙2をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されており、各委員の氏名及び略歴は別紙3のとおりです。

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続に従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(a)又は(b)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(a) 大規模買付者が本対応方針に規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、大規模買付者が本対応方針に規定する手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、当社及び当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します（当該違反が是正されないことが明らかである場合においては、是正期間経過前においても、対抗措置発動を勧告します。）。かかる勧告が

なされた場合、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示いたします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該対抗措置の発動の停止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告がなされた場合も、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示いたします。

この場合、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、独立委員会の上記勧告を最大限尊重の上、対抗措置の発動の停止その他を決定することといたします。

(b) 大規模買付者が本対応方針に規定する手続を遵守した場合

独立委員会は、大規模買付者が本対応方針に規定する手続を遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

ただし、本対応方針に規定する手続が遵守されている場合であっても、例えば以下(i)から(xi)までに掲げる事由（これらに該当する者を、以下総称して「濫用的買収者」といいます。）により、当該買付け等が当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ、対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

- (i) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにも拘らず、ただ株価をつり上げて高値で当社株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にあると判断される場合
- (ii) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転する目的で当社株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (iii) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資

産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株券等の取得を行っている」と判断される場合

- (iv) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売抜けをする目的で当社株券等の取得を行っている」と判断される場合
- (v) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社株券等を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社株券等を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものであると判断される場合
- (vi) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株券等の売却を強要するおそれがある（いわゆる強圧性がある）と判断される場合
- (vii) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の本源的企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (viii) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (ix) 大規模買付者が支配権を取得する場合における当社グループの企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合における当社グループの企

業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

- (x) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (xi) その他(i)から(x)までに準じる場合で、当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益を著しく損なうと判断される場合

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動、又は大規模買付行為に対する対抗措置発動の要否や内容等についての株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）の招集その他必要な決議を行うものとします。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(a)大規模買付者が大規模買付行為等を中止した場合又は(b)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

⑦ 株主意思確認総会の招集

大規模買付者が本対応方針に規定する手続を遵守しない場合、当社取締役会が本対応方針による対抗措置を発動することの可否について株主意思確認総会を開催すべきと判断したときには、当社取締役会は可及的速やかに株主意思確認総会を招集します。また、大規模買付者が本対応方針に規定する手続を遵守した場合であっても、当社取締役会が、当社グループの企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置発動の決議を行う場合には、当社取締役会は可及的速やかに株主意思確認総会を招集します。これらの場合には、当社取締役会は、議決権を行使できる株主の範囲（近時の裁判例や大規模買付行為の態様等も踏まえて、適切な範囲を決定す

ることを予定しております。）、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適用ある法令等に従って開示いたします。株主意思確認総会の決議は、当該株主意思確認総会に出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行われるものとします。なお、大規模買付行為等は、株主意思確認総会における対抗措置の発動議案の否決及び当該株主意思確認総会の終結後に行われるべきものとします。当該株主意思確認総会において本対応方針による対抗措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為等に対して本対応方針による対抗措置発動の決議を行うこととします。これに対し、当該株主意思確認総会において本対応方針による対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為等に対しては本対応方針による対抗措置の発動は行われません。

当該株主意思確認総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や、大規模買付者が本対応方針に規定する手続を遵守しない場合で、当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は株主意思確認総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(2) 本対応方針における対抗措置の具体的内容

当社が本対応方針に基づき発動する対抗措置は、原則として新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。ただし、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

本対応方針に基づき発動する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙4に記載のとおりとしますが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(a) 当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件又は(b) 当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権について

は当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が所有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

(3) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了時点において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。なお、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応方針の廃止の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更若しくはこれらの解釈・運用の変更、税制若しくは裁判例等の変更、又は金融商品取引所その他の公的機関の対応等に伴い合理的に必要な範囲で、随時、独立委員会の承認を得た上で、本対応方針を修正し、又は変更することができるものとします。当社取締役会が、本対応方針の内容については、かかる変更が本対応方針の基本的事項に関するものであり、株主の皆様のご意思を確認する必要がある場合には、改めて直近で開催される当社株主総会に付議し株主の皆様の本対応方針の変更をお諮りすることといたします。

当社は、本対応方針が廃止され又は本対応方針の内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って速やかに開示いたします。

3 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、企業買収行動指針、並びに東京証券取引所の定める平時導入の買収への対応方針に関する規則及び同取引所が有価証券上場規程の改正により導入

し、2015 年 6 月 1 日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」（2021 年 6 月 11 日の改訂後のもの）の「原則 1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

(1) 企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上

本対応方針は、上記 1 に記載のとおり、当社株券等に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

また、かかる目的で導入された本対応方針に定める手続が遵守されない場合、又は本対応方針に定める手続が遵守された場合であっても、上記 2 (1) ⑤(b) に例示した場合のような、当該大規模買付行為が当社及び当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ、対抗措置の発動が相当と判断される場合には、当社は対抗措置を発動することがありますが、上記 2 記載のとおり、かかる対抗措置は、当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益を守ることを目的として発動されるものです。

(2) 事前開示

当社は、株主・投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本対応方針を予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等に従って適時適切に所要の開示を行います。

(3) 株主意思の尊重

当社は、本対応方針による買収防衛策の導入を本定時株主総会において議案としてお諮りすることを、当社取締役会で決議しています。また、上記 2 (3) に記載したとおり、本対応方針は、原則として、本定時株主総会においてご承認いただいた後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、また、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により本対応方針の廃止の決議がな

された場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとしています。

加えて、大規模買付者が本対応方針に定める手続を遵守している場合には、対抗措置の発動の決定に関して必ず株主意思確認総会を招集するものとしており、株主意思確認総会における株主の皆様ご意思に基づいてのみ対抗措置の発動の有無が決定されることとなります。また、大規模買付者が本対応方針に定める手続を遵守せず、大規模買付行為等を実施しようとする場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、当社取締役会限りで対抗措置が発動されることがありますが、これは、株主の皆様に必要な情報について熟慮した上で大規模買付行為等の賛否を判断する機会を与えないという大規模買付者の判断によるものであり、そのような株主意思を無視する大規模買付行為等に対する対抗措置の発動は、当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保するためにやむを得ないものと考えております。

従って、本対応方針の存続には、株主の皆様のご意思が最大限尊重される仕組みとなっています。

(4) 必要性・相当性の確保

① 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示の徹底

当社は、上記2に記載のとおり、本対応方針に基づく大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重することとしています。また、独立委員会の判断が当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができるものとしています。独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

更に、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に法令等に従って情報開示を行うこととし、当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するよう本対応方針の透明な運営が行われる仕組みを

確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、上記 2 に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、上記 2 (3) に記載のとおり、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止することに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4 株主及び投資家の皆様への影響等

(1) 本対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入に際して、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本対応方針の導入が株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記 2 (1) に記載のとおり、大規模買付者が本対応方針を遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき本新株予約権 1 個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりませ

ん。

ただし、例外事由該当者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

また、当社が本新株予約権の無償割当てを行う場合、本新株予約権の無償割当てによって当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることから、本新株予約権の無償割当てを受ける株主の皆様を確定した後は、当社株式の株価が下落する可能性があります。当社取締役会は、大規模買付行為等の態様その他諸般の事情を考慮した上で、割当て期日を設定します。当社はかかる割当て期日を設定する場合には適時適切に開示します。

なお、当社が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、その後に対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、例外事由該当者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、例外事由該当者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあるほか、例外事由該当者の有する本新株予約権について、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得することもあります。以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の

詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令等に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以 上

当社の大株主の株式保有状況

(2025 年 3 月 31 日現在)

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	出資比率（%）
美須賀海運株式会社	18,806	11.14
大王海運株式会社	16,820	9.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,666	6.32
株式会社第四北越銀行	8,332	4.94
北越コーポレーション持株会	6,994	4.14
住友不動産株式会社	6,066	3.59
OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD. （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	5,615	3.33
損害保険ジャパン株式会社	4,499	2.67
農林中央金庫	3,554	2.11
OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD. （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	3,330	1.97

- （注）1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しています。
2. 上記の出資比率は、自己株式を控除して計算しています。

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本対応方針の運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役又は(3)社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
4. 独立委員会は、各取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本対応方針に係る対抗措置発動の停止
 - (3) (1)及び(2)の他、本対応方針において独立委員会が権限を与えられた事項
 - (4) その他本対応方針に関連して当社取締役会又は当社代表取締役が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社グループの中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用により、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、税理士その他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

独立委員会委員の氏名及び略歴

氏名 岩田 満泰 (いわた みつやす)

略歴 1969 年 7 月 通商産業省（現経済産業省）入省
 1999 年 9 月 中小企業庁長官
 2000 年 6 月 通商産業省（現経済産業省）退官
 2000 年 7 月 国際協力銀行（現株式会社国際協力銀行） 理事
 2003 年 10 月 関西電力株式会社 顧問
 2005 年 6 月 同社常務取締役
 2007 年 6 月 同社代表取締役副社長
 2009 年 6 月 大阪中小企業投資育成株式会社 代表取締役社長
 2015 年 6 月 当社社外取締役（現）
 一般財団法人企業活力研究所 理事長
 2015 年 7 月 一般財団法人経済産業調査会 理事長

氏名 中瀬 一夫 (なかせ かずお)

略歴 1973 年 4 月 三菱製紙株式会社入社
 2006 年 6 月 同社取締役常務執行役員
 2008 年 6 月 同社取締役専務執行役員
 2009 年 6 月 同社代表取締役専務執行役員洋紙事業部長
 （洋紙事業部、ドイツ事業担当）
 2011 年 6 月 三菱製紙販売株式会社（現三菱王子紙販売株式会社）
 代表取締役社長執行役員
 2015 年 6 月 同社相談役
 2016 年 6 月 当社社外監査役
 2017 年 6 月 当社社外取締役（現）

氏名 倉本 博光 (くらもと ひろみつ)

略歴 1972 年 4 月 日本郵船株式会社入社
 2001 年 6 月 同社取締役
 2003 年 6 月 同社常務取締役経営委員
 2006 年 4 月 同社代表取締役専務経営委員
 2008 年 4 月 同社代表取締役副社長経営委員
 2010 年 4 月 同社取締役

2010 年 6 月	郵船航空サービス株式会社（現郵船ロジスティクス株式会社） 取締役副社長執行役員
2011 年 4 月	同社代表取締役社長執行役員
2016 年 6 月	同社代表取締役会長執行役員
2017 年 4 月	同社代表取締役会長
2018 年 6 月	同社相談役
2021 年 6 月	当社社外取締役（現）

氏名 二瓶 ひろ子（にへい ひろこ）

略歴	1999 年 4 月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
	2008 年 3 月	同行退行
	2009 年 9 月	司法修習修了、弁護士登録（第一東京弁護士会）
	2009 年 10 月	外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所入 所 アソシエイト弁護士
	2014 年 9 月	オックスフォード大学法学修士号取得
	2016 年 1 月	同法律事務所 カウンセル弁護士（現）
	2019 年 3 月	早稲田大学大学院 法学研究科先端法学専攻 知的財産法 LL. M. 先端法学修士号取得
	2019 年 6 月	株式会社シード 社外監査役（現）
	2020 年 1 月	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人 監督役員
	2022 年 6 月	当社社外取締役（現）
	2023 年 3 月	JUKI 株式会社 社外監査役
	2025 年 3 月	同社 社外取締役（現）

（注）当社との関係について

- ・ 当社は、岩田満泰氏、倉本博光氏、中瀬一夫氏及び二瓶ひろ子氏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出しています。
- ・ 各委員と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2 割当対象株主及びその割当条件

割当て期日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の全株主（当社を除きます。）に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7 本新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとします（なお、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得ます。）。

8 当社による本新株予約権の取得

当社は、一定の事由が生じたこと又は当社取締役会が別途定める日が到来したことを条件として、取締役会の決議に従い、本新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の株主が保有する本新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が保有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項等を付すことがあり得ます。

9 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

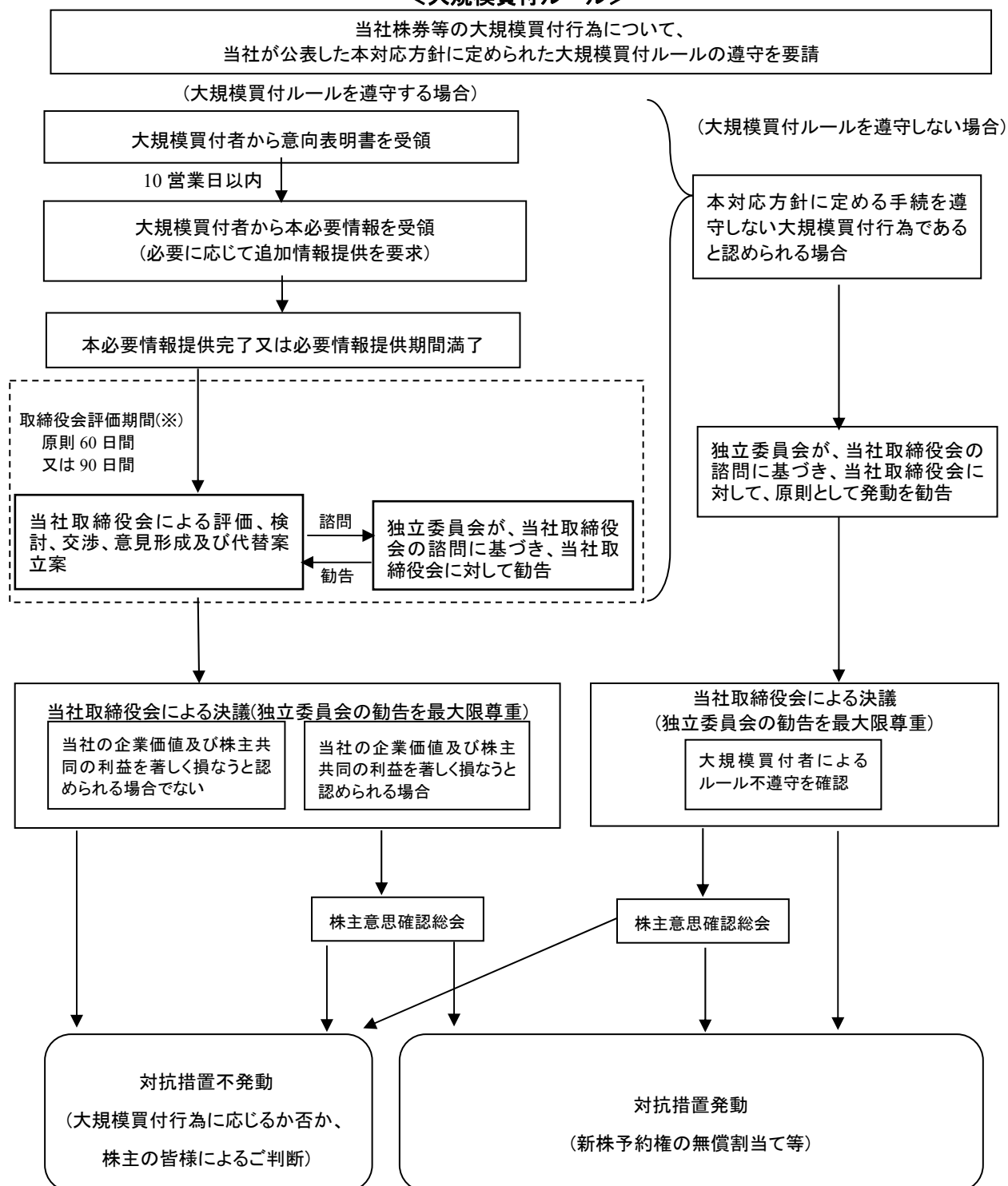
10 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

(参考資料)

<大規模買付ルール>



(※) 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には 60 日間(初日不算入)、その他の大規模買付行為の場合には 90 日間(初日不算入)とします。なお、当社取締役会は、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大 30 日間(初日不算入)延長することができるものとします(なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様としますが、更なる期間の延長は 1 回に限るものとします。)